

地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業

消費税率引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となりますが、その増収分は社会保障4経費(年金、医療、介護、少子化)に要する経費に充てなければなりません。令和4年度当初予算においては、以下の事業に充当しています。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 69,296 千円

(歳出)

・社会保障4経費に要する経費 679,957 千円

【社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

4経費	款項目	事業名	事業費	財源内訳		一般財源のうち交付金
				特定財源	一般財源	
医療	3.1.9	国民健康保険事業	70,060	28,384	41,676	69,296
	3.1.9	後期高齢者医療保険事業	199,842	30,807	169,035	
	3.1.4	乳幼児医療事業	11,375	8,307	3,068	
	3.1.6	重度心身障害児(者)医療事業	23,339	11,668	11,671	
	3.1.4	養育医療事業	401	300	101	
	3.1.5	ひとり親家庭医療事業	3,500	1,749	1,751	
	3.1.6	障害者医療事業	2,276	1,684	592	
介護	3.1.7	介護保険事業	190,369	13,129	177,240	
少子化	3.2.1	保育所運営事業	171,283	13,709	157,574	
	3.2.2					
	3.2.4	学童保育事業	5,191	4,317	874	
	4.1.1	健診事業	2,171	37	2,134	
	4.1.1	不妊治療費等助成事業	150	0	150	
合計			679,957	114,091	565,866	69,296